

2020年4月28日

保護者の皆様

札幌保健医療大学
学長 小林 清一
(危機管理委員長)



新型コロナウイルス感染拡大に伴う遠隔授業の実施について

謹啓 陽春の候 保護者各位におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より、本学に対しましてはご理解ご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、保護者の皆様には2020年4月13日付文書「新型コロナウイルス感染拡大に伴う自主休校措置について」にて、4月15日から5月17日までの間の休校措置および臨地実習の学内実習への振り替えについてお伝えさせていただきました。

その後、国は特別措置法に基づいて、4月16日付で全国を対象とした「緊急事態宣言」を発令し、北海道を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定しました。

指定を受けた北海道においては、特に札幌市を中心とした病院内での度重なるクラスターの発生や感染経路を追えない感染者の増加など感染者は600名を超える状況にあります。まさしく、私たちは経験したことのない未知のウイルスとの闘いを強いられているといえます。

学生には、北海道から要請されている感染防止の徹底、不要不急の外出の自粛、「3つの密」回避の徹底を幾度かにわたりメール等で注意喚起しているところです。

しかし、現在の北海道、特に札幌市の感染者増加の現状を鑑み、本学としては自主休校期間が終了する5月18日以降においても、学生全員が登校して安全を確保しながら授業を展開することは非常に厳しいと思料しています。

このような状況下、本学は学生の安全確保を最優先の課題と位置づけ、5月18日より開始する授業について、前期期間中は対面での展開を要する実習・実験を除いた全授業科目において、文部科学省からも要請のあるインターネットを利用した「遠隔授業」の形式で実施することといたしました。

このことから、「遠隔授業」を行うに当たり学生一人ひとりの学修環境を調査のうえ、次の方法で実施することとしましたのでお知らせいたします。

- ① パソコンとインターネット環境が整っている学生は自宅学修とする。
- ② インターネット環境は整っているがパソコンを持っていない学生は、大学が貸与するパソコンを使用する。
- ③ インターネット環境が整っていない学生は大学に登校し、情報処理室での学修とする。

また、前期期間における正規の授業時間数を確保するために、夏休み期間や土曜日の開講、またシラバス（授業計画）の一部変更も併せて検討しております。

つきましては、保護者の皆様にかれまして今回の本学の取組について、何卒、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

また、新型コロナウイルス感染の拡大に係り、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援について」の通知がきております。希望される保護者の皆様におかれましては、文部科学省のホームページ (<http://www.mext.go.jp/kyufu/>) でご確認のうえ、本学事務局学務課 (Tel.011-792-3350) までお問合わせください。

学生一人ひとりの安全を守るために、保護者の皆様と大学が協力し、この難局を乗り越えていきたいと考えておりますので、引き続きのご支援を重ねてお願い申しあげます。

謹白